

県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方

No.	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方
1	全体	本条例が、真に県民の命と暮らしを守る条例となることが重要である。 県民のための実効性のある条例になることを期待している。	2	【記述済み】 第21条(原産地に関する情報の提供の充実)及び第4章(健康への悪影響の未然防止)に実効性のある規定を置いています。 また、推進計画(第7条)を策定し、食の安全・安心の確保に関する基本的施策(第3章)を総合的かつ計画的に推進することとしています。
2	全体	安全とは自然科学で証明される客観的事実、安心とは自ら理解・納得したという主観的事実で全く異なるものであり、安心は安全と信頼から導かれることができる。 このような点からいうと、今回の条例(案)において、一部「安全」と「安全・安心」と書き分けられている部分もあるが、多くは「安全」と「安心」がセットで使われているので、その使い方については、安全と安心の意味合いを考慮した上で、全体を通して吟味すべきではないか。	1	【記述済み】 本条例では、「食の安全・安心の確保」を「食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保すること」と定義し、「食品等の質的な面での安全性」及び「食品等の質的な面での安全性に対する信頼」から「安心」が導かれるものと捉えております。 本条例では、食の「安全」だけでなく「安心」についても併せて確保すべきとの趣旨から「食の安全・安心の確保」という用語を用いていますが、「安全」と「安心」を特に書き分ける必要がある部分については、「安全性」、「信頼」という言葉に置き換えて対応しています。
3	前文	本県特有の食品について、地場産・観光的資源等として見た場合でも、安全・安心の客観的確保が、より必要と考える。	1	【記述済み】 前文に「本県の郷土食・食文化は、本県のブランドイメージの重要な構成要素となっている」との観点から「県産食品の安全・安心の確保は不可欠である」と記載しています。
4	前文	前文の「それぞれの責務と役割」を「県・生産者及び事業者の責務、消費者の役割」と修正されたい。	1	【修正加筆等意見反映】 「県・生産者及び事業者の責務、消費者の役割」と同じ意味合いとするため、前文の「それぞれの責務と役割」を「それぞれの責務や役割」と修正しました。
5	県の責務 (第4条関係)	(食品の安全性、偽装表示など…)消費者・生活者が個人の能力を超えたりリスクに直面している時、そのリスクを事前に予防または最小限に制限・除去する役割は依然行政にあると言える」との文言を、県の責務規定(第4条)の冒頭に挿入されたい。	1	【記述済み】 第4条(県の責務)で、県は、「食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること」としていることから、御指摘の内容については、第4条(県の責務)の条文に包括的に記載されています。
6	県民の役割 (第6条関係)	「食品等の消費に当たり、その安全性を損なうことのないよう適切な行動に努めること。」は全文不要であり、削除されたい。	1	【反映困難】 食品の安全性の確保は、消費段階においても消費者の適切な行為が求められていることから、基本理念(第3条)に「食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において食の安全・安心の確保のために必要な措置が適切に講じられるべきこと」を規定しており、その実現のため、必要な規定となっています。
7	推進計画 (第7条関係)	推進計画は、県民の意見を反映し、施策を進めるための県の総合的・部局横断的な計画とすることが必要である。	1	【実施段階検討】 推進計画(第7条)が、県民の意見を反映し、施策を進めるための県の総合的・部局横断的な計画となるよう、計画の策定段階において検討して参ります。

No.	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方
8	推進計画 (第7条関係)	「推進計画」を策定するにあたり、現行の「基本方針」や「行動計画」を県民参加で見直す必要がある。	1	【実施段階検討】 推進計画(第7条)の策定にあたっては、「県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」とともに、消費者、生産者、事業者、学識経験のある者からなる「山梨県食の安全・安心審議会」の意見を聴くこととしており、現行の「やまなし食の安全・安心基本方針」及び「やまなし食の安全・安心行動計画」を「県民参加」で見直す中で、推進計画の策定を進めて参ります。
9	施策の提案 (第9条関係)	県民が施策の提案をすることができる仕組みについて、具体的にどの様な仕組みとなるのかを周知・徹底する必要がある。	1	【実施段階検討】 施策の提案(第9条)の仕組みが十分に活用されるよう、各種広報媒体等により、周知・徹底を図っていきます。
10	施策の提案 (第9条関係)	提案の仕組みについて具体的に記述して欲しい。たとえば、県と消費者が直接意見をやりとりする場を設ける、またはメール、FAX等で提案を寄せることができる など。	1	【実施段階検討】 施策の提案(第9条)の具体的な方法については、実施段階において検討して参ります。
11	施策の提案 (第9条関係)	提案内容とそれぞれへの検討結果などを一覧にしてHPなどで公表できれば、消費者の参画意識は格段に向上すると思う。できれば条文の中で明記されることを期待する。	1	【修正加筆等意見反映】 第9条(施策の提案)に提案の内容及び検討結果の公表を明記しました。
12	監視の徹底及び 指導等の充実 (第14条関係)	食品等の安全性を確保するためには、迅速に正確な検査データを得ることが重要であることから、新たに、「検査体制の充実」の条項を設けるべきではないか。	1	【記述済み】 「検査体制の充実」については、第14条(監視の的確な実施及び指導等の充実)に「指導及び検査の充実」という形で包括的に記載されています。
13	調査研究の推進 (第15条関係)	食に関する事件や事故を未然防止するために、調査・研究体制などについて十分な予算と時間をかけて対応すべき。	1	【その他】 県では、健康への悪影響を未然防止するための各種調査研究を行っており、今後もその充実に努めて参ります。
14	生産者の自主的な取組に対する 支援 (第16条関係)	GAP(農業生産工程管理)の手法の導入等、生産者が食の安全確保のために必要なことが行なえるように県の指導・支援を徹底できるようにしてほしい。	3	【その他】 第16条(生産者の自主的な取組の促進)に「生産に係る工程の管理に関する手法の普及」を規定していることから、今後も生産者の自主的な取組を促進していきます。
15	事業者の自主的な取組に対する 支援 (第17条関係)	HACCP(危害分析重要管理点)の手法の導入等、食品関係業者が食の安全確保のために必要なことが行なえるように県の指導・支援を徹底できるようにしてほしい。	3	【その他】 第17条(事業者の自主的な取組の促進)に「食品の製造又は加工の過程における高度な衛生管理の方法の導入に対する支援」を規定していることから、今後も事業者の自主的な取組を促進していきます。
16	情報の収集及び 提供 (第19条関係)	情報開示はしっかり行い、食の安全・安心に関する県民の情報共有が迅速に行えるようしくみが必要。わかりやすいホームページの開設とともに、IT弱者へ対応した情報発信の工夫を検討すべき。	1	【実施段階検討】 食の安全・安心の確保に関する情報提供に向けて、分かりやすいホームページなど、各種媒体の充実に努めて参ります。 また、今後も、テレビ、ラジオ等、IT弱者に対応した情報発信を行っていきます。

No.	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方
17	情報の収集及び提供 (第19条関係)	「食品による健康への悪影響」の恐れがある場合は、「健康被害の恐れのある情報および適切な諸対応の公表(販売店などすべての公表を含む)」を条例に記載すべき。 以上に応じない業者・販売者には罰則を課すべき。	2	【記述済み】 第5条(生産者及び事業者の責務)で、事業者は、「事業活動に係る食品等又は生産資材に起因して県民の健康に悪影響が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、自らが食品等の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、速やかにその原因を究明し、及びその拡大又は発生の防止のために必要な措置(公表を含む)を迅速かつ確実に講ずる責務を有する」ことを規定しています。 また、第19条(情報の収集及び提供)では、県は、「食の安全・安心の確保に関する情報の収集、整理及び分析」を行い、消費者等に「必要な情報」を提供することとしています。 さらに、第27条(自主回収の報告)の規定により、自主回収の報告が事業者により義務付けられ、その内容を県が公表することとしています。 なお、罰則規定はありませんが、それに代わる措置として、事業者が自主回収の報告をしない場合には必要な措置勧告を行い、事業者が措置勧告に従わない場合には、「措置勧告に従わない旨」の公表をすることとしています。この公表により、違反者には、社会的な制裁が課されます。
18	情報の収集及び提供 (第19条関係)	県内で、直接問題になっていない「食品事故」でも、絶えず情報を集め、県民に周知し、注意を促す等のしくみも設ける必要があると考える。	1	【実施段階検討】 食の安全・安心の確保に関する県内外の情報について、絶えず情報を集め、各種媒体による情報提供に努めて参ります。
19	情報の収集及び提供 (第19条関係)	輸入食品の安全確保、遺伝子組み換え食品、放射能汚染についての情報・対応について示してほしい。	1	【実施段階検討】 第19条(情報の収集及び提供)で、県は、「食の安全・安心の確保に関する情報の収集、整理及び分析」を行い、消費者等に「必要な情報」を提供することとしており、「輸入食品の安全性確保」、「遺伝子組み換え食品」、「放射能汚染」についての情報・対応については、この「必要な情報」に該当します。
20	消費者の合理的な選択に資する原産地の表示の確保 (第21条関係)	山梨県の条例においては、JAS法で定められた「表示(商品への表示)」方法の従来の枠組みに限定せず、より広く捉えた多様な手段(POPやボードなどの店内掲示物など)によるものを認める前提で、条例骨子(第21条関係)については「消費者の合理的な選択に資する原産地の情報提供の確保」とし、原産地についての「情報開示」あるいは「情報提供」に努める旨の含みを持たせた規定とする方が望ましい。 上記のような規定とすることにより、JAS法との棲み分けが明確となり、条例の独自性が発揮されるのではないかと考える。	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、第21条(原産地に関する情報の提供の充実)については、JAS法による表示制度の枠組みとの棲み分けを明確化し、広く、「原産地に関する情報の提供の充実」という方向を打ち出すこととしました。
21	相互理解の増進等 (第22条関係)	関係者の責務・役割について、しっかり認識・理解するための場(しくみ)が具体的に設定されることが必要だと考える。	4	【実施段階検討】 今後もリスクコミュニケーションを推進し、関係者の相互理解の増進及び信頼関係の構築を図るための取組を実施していきます。

No.	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方
22	食の安全・安心推進月間 (第23条関係)	食の安全・安心を確保するため、消費者、生産者、事業者がこの課題にそれぞれの立場で係わり合い、相互理解を深め、信頼関係を築く努力をすることは大変有用な機会になると考える。「その趣旨にふさわしい事業」の内容を煮詰めて、食育にとっても役立つものに育って欲しい。	1	【実施段階検討】 食の安全・安心推進月間(第23条)の「趣旨にふさわしい事業」の内容について、推進計画の策定等、実施段階において検討して参ります。
23	認証制度の推進 (第24条関係)	認証制度の認証マークが県産品を材料として製造された安心かつ安全な食品であり、優良品として推奨できるものとして県民の信頼が得られるよう、育て、指導して欲しい。	1	【記述済み】 第24条で認証制度の普及に努めることとしています。
24	食育及び地産地消の推進 (第25条関係)	「教育・学習の推進等を通じた啓発、知識の普及」を基本的施策として明記するのが良いと考える。	1	【記述済み】 「教育・学習の推進等を通じた啓発、知識の普及」については、「食育」の概念に包含されるものとして、第25条(食育及び地産地消の推進)に「食育を推進する」という形で包括的に記載されています。
25	食品による健康への悪影響の未然防止 (第4章関係)	第4章では、生産者・事業者が、この条項に違反した場合の規制措置が示されている。しかし、実効性ある規制措置にするためには、罰則規定等が必要だと思う。	3	【記述済み】 条例の実効性を担保する手段として、罰則規定を置くことも考えられますが、本条例では、罰則に代わる措置として、生産者・事業者が措置勧告(第30条)に従わない場合における「措置勧告の内容及び措置勧告に従わない旨」の公表の規定を置いています。 この公表により、違反者は、社会的な制裁を受けることとなるため、条例の実効性を十分担保できるものと考えています。
26	食品による健康への悪影響の未然防止 (第4章関係)	農業のポジティブリスト制度導入以来、生産履歴記帳100%達成を目指すとともに、GAP手法導入推進をはかるなど、消費者からの信頼性確保に向け、農畜産物の生産現場のレベルアップに取り組んでいる。 については、罰則を講ずることなく「内容の公表」をもって必要十分な措置とするよう検討されたい。	1	【記述済み】 条例の実効性を担保する手段として、罰則規定を置くことも考えられますが、本条例では、罰則に代わる措置として、生産者・事業者が措置勧告(第30条)に従わない場合における「措置勧告の内容及び措置勧告に従わない旨」の公表の規定を置いています。
27	食品による健康への悪影響の未然防止 (第4章関係)	本条例内の「出荷の制限」や「自主回収の報告」等については重要事項であり、全ての農家に十分な理解を求めることが必須である。 については、農家への周知徹底をはかる意味からも、条例施行まで十分な猶予期間(約1年間)を設けるとともに、周知徹底については経費もかけながら万全を期すよう要望する。	1	【修正加筆等意見反映】 出荷の制限(第26条)や自主回収の報告(第27条)等、規制的な内容を含む条文の施行については、平成25年4月1日の施行とし、1年の周知期間を設けて、十分な周知徹底を図っていくこととしました。
28	食品による健康への悪影響の未然防止 (第4章関係)	自主回収の報告や公表、措置勧告と公表など、具体的にはどの部局がその情報を得て対処することができるかを明確にすべき。	1	【実施段階検討】 自主回収の報告、措置勧告等に係る規則や、これらの制度の運用に係る内規を定めることとします。

No.	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方
29	出荷の制限 (第26条関係)	放射能に汚染された食品は出荷の制限の対象に含まれるのか？含まれないのであれば条例に明記した方がよいのではないか。	1	【記述済み】 国が設定した暫定規制値を上回る放射性物質が検出された食品については、食品衛生法第6条第2号に該当するものとして取り扱ってきたところですが、国では、食品衛生法第11条第1項に基づく規格基準として、新たな放射性物質の基準値案を検討しているところです。昨年12月には、厚生労働省薬事・食品衛生審議会の放射性物質対策部会において、新たな基準値案が了承され、平成24年4月の施行を目標に、関係省令、告示の改正等の準備が進められています。 新たな基準値の施行後、これを上回る放射性物質が検出された農林水産物については、「食品衛生法第11条第2項の規定により販売してはならないこととされている食品」に該当するものとして、出荷の制限(第26条)の対象となります。
30	自主回収の報告 (第27条関係)	自主回収のお知らせが消費者にとってわかりやすいものにする必要がある。	1	【実施段階検討】 自主回収の公表が消費者にとってわかりやすいものとなるよう、実施段階において検討して参ります。
31	自主回収の報告 (第27条関係)	自主回収に関する具体的な内容についての監視・指導が必要。	1	【修正加筆等意見反映】 第27条(自主回収の報告)に「自主回収の措置が人の健康に係る被害の発生又は拡大を防止する上で適切でない」と認めるときは、自主回収の報告を行った事業者に対し、当該自主回収の措置の変更に係る助言又は指導を行うことができる旨の規定を置き、当該制度の適切な運用を図ります。
32	立入検査等 (第29条関係) 措置勧告 (第30条関係)	今後、何が起きるか分からぬことに対応する措置などについての文言は入れなくて良いのか？	2	【記述済み】 第29条(立入検査等)及び第30条(措置勧告)で、「県民の健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるとき」は、法令又は他の条例に規定する措置をとることができない場合でも、この条例の規定に基づき、立入検査や措置勧告ができることとしています。
33	山梨県食の安全・安心審議会 (第5章関係)	生産者、事業者については、現場を良く知っている人および現場リーダー的な人を委員に選任して欲しい。 公募委員についても現場に習熟した人、消費者活動に精通した人を選任して欲しい。 消費者団体で、「条例」制定のための活動をしてきた人や、生産者・事業者等も現場をよく知っている人を積極的に選任して欲しい。 専門家だけでなく地域の代表を入れて、県民の声を聞きながら食の安全・安心を推進して欲しい。	3	【実施段階検討】 適切な委員の選任に向けて検討して参ります。
34	山梨県食の安全・安心審議会 (第5章関係)	県民参画という視点から公募委員数は、3人以上とされたい。	3	【実施段階検討】 公募委員数については、審議会全体の構成バランス等にも配慮しながら検討して参ります。
35	山梨県食の安全・安心審議会 (第5章関係)	県知事の諮問時だけでなく、審議委員からの審議事項提案や意見交換事項等についても審議会を開催する、あるいは定例審議会での検討等ができる役割が必要と考える。	2	【修正加筆等意見反映】 審議会は、「この条例により権限に属することとされた事項」及び「食の安全・安心の確保に関する重要事項」について、必要に応じて会長が招集し、調査審議する機関として設置します。

No.	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方
36	山梨県食の安全・安心審議会(第5章関係)	山梨県食の安全・安心審議会は、形だけの会議体とならないよう幅広い業種、年代、地域などに配慮して多くの県民参加で成り立つものとされたい。	2	【修正加筆等意見反映】 審議会の委員は、「消費者」、「生産者」、「事業者」、「学識経験のある者」で幅広い県民層から選任することとします。
37	山梨県食の安全・安心審議会(第5章関係)	審議会の中に、小委員会、部会、ワーキンググループ等の制度を設けるべき。	1	【修正加筆等意見反映】 ワーキンググループの設置等について柔軟に対応できるよう「審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める」旨の規定を置きました。
38	その他	直売所における農産物等の安全確保はどのようにされているのか。	2	【その他】 農産物等の生産段階から指導の強化を図っていくとともに、食品衛生監視指導計画に基づき、収去検査等を実施します。
39	その他	輸入食品の安全確保に対する具体的な対応について示して欲しい。	1	【その他】 輸入食品の安全性の確保に関する施策については、食品衛生法に基づき、国が検疫や監視指導等を実施していますが、県においても、輸入食品を対象とする収去検査を実施しています。
40	その他	放射能汚染に対する具体的な対応について示して欲しい。	1	【その他】 放射能汚染に対する具体的な対応については、食品衛生法第6条第2号による対応が行われています。 また、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づいて、農林水産物の出荷の制限が行われています。
41	その他	輸入される遺伝子組み換え農産物の混入と種の在来種との交雑防止措置を実施する内容を盛り込んで欲しい。	1	【反映困難】 輸入される遺伝子組み換え農産物については、「カルタヘナ法」に基づき、生物多様性への影響評価が行われており、何らかの原因で環境に逸出したとしても、在来種との交雑等の生物多様性への影響がないことが確認されています。 また、輸入される遺伝子組み換え農産物の混入の問題については、買取調査等を実施しており、検査の結果、食品表示にはない遺伝子組み換え農産物の混入があった場合には、事業者の指導を行っているところです。 なお、遺伝子組み換え農産物については、食品衛生法に基づき、品種ごとに厚生労働省が安全性審査(安全性の評価は、食品安全委員会に依頼)を行っており、食品としての安全性が確保されています。
42	その他	意見交換会やパブリックコメントなどでの意見をどのように集約し取り入れられるのか経過を公表すべき。	1	【その他】 ホームページ上で条例の制定過程を公表しています。 また、パブリックコメントで寄せられた意見については、意見に対する県の考え方をホームページ上で公表することとしています。
43	その他	既存の食品安全会議や「食の安全・安心を語る会」での意見交換会のような場だけでは条例に県民意見を反映させる上で不十分と考える。条例制定のための検討組織を設けて欲しい。	3	【その他】 条例制定のための検討組織として、消費者、生産者・事業者の代表、学識経験者で構成される「山梨県食品安全会議」が、最もふさわしいと考えます。
44	その他	平成24年4月施行予定となっているが、予定にこだわらずに、十分な検討時間を確保すべき。	1	【その他】 これまで、3回の食品安全会議における審議やパブリックコメントの実施、県民との各種意見交換などにより、十分な検討を行っています。